

平成23年3月16日

滝沢村長 柳 村 典 秀 殿

滝沢村補助金等審議会

会 長 齋 藤 俊 明

平成22年度実施補助金公募制度の審査について（最終答申）

本審議会は、平成22年7月6日付けで滝沢村長から諮問がありました「平成22年度実施補助金公募制度の審査について」のうち政策報告補助金に関し審査を行いましたので、別紙のとおり答申いたします。

平成 22 年度実施補助金公募制度の審査について

はじめに

本審議会は、平成 22 年 7 月 6 日付けで滝沢村長から諮問があった「平成 22 年度実施補助金公募制度の審査について」のうち、個別申請補助金と平成 22 年度事業分の政策報告補助金について審査し、平成 22 年 12 月 27 日に中間答申を行った。その後、平成 22 年 12 月に村から報告された政策報告補助金について審査を行った。

今回の答申においては、政策報告補助金の審査結果に加えて、公募補助金制度の改善事項として本審議会の意見を付し、最終答申とするものである。

以下では、政策報告補助金として報告された事業について、全体としての総括的な講評を行い、次に個別の報告事業についての審査結果を答申する。続いて、最終答申という観点から、今回の実施結果を踏まえ、改善が必要と思われる事項を審議会の意見として答申する。

1 政策報告補助金について（総括）

平成 22 年度の滝沢村公募補助金制度は、平成 22 年 12 月 7 日に、政策報告補助金についての報告が締め切られ、村から 6 件の報告があった。その報告内容についての審査が本審議회에 委ねられたものである。審査に当たっては、報告された事業の報告書に基づき、あらかじめ委員が個別に審査を行った後、平成 23 年 2 月 18 日に審議を開き審査した。

なお、村が国・県の補助制度を活用して実施する事業については、当該補助事業は村が事前に政策判断し、導入を決定したものであるため、審議会は事業実施の是非まで言及せず、国・県補助事業導入に係る村のルール負担事業については、事業内容や目的を一覧にし、略式審査とした。ただし、国・県補助の村のルール負担を超える補助事業（つぎたし補助）にあつては、村の裁量が伴うものであり、審議会の個別審査とした。

2 政策報告補助金の審査結果について

政策報告補助金の審査方法としては、別紙 1 の審査シートに、本審議会委員が個々に評価を行い、会議において合議を行って調整を図った。申請事業の評価点数については、委員評価の平均である。

本審議会は、報告事業と評価点数との関係については、次のような意見である。

政策報告補助金は、村政策判断に伴い実施されていることから、本審議会においては採択としたうえで、報告事業の公益性、村総合計画との関連性、事業の目的及び内容とその効果について審査を行った結果、本審議会としては、50 点以上の報告事業については、補助事業としての公益性、効果等が認められる事業であると結論付けるものである。

50 点未満の報告事業については、政策的判断で実施されるものであるが、補助事業による効果が限られた分野又は特定の者に偏る傾向があるので、補助事業の継続実施にあつては留意されたい。なお、略式審査とした村独自の上乘せのない国・県の補助制度に伴う

補助事業についても、同様の取り扱いとするものである。

各政策報告補助金の審査内容については、別紙2の一覧による。

3 滝沢村の補助金公募制度の在り方について

滝沢村は、平成22年度に市制に向けた検討を開始したが、これは、国から地方への権限委譲が進むと同時に、平成の大合併により町村の数が減少する中、人口5万人の基礎的自治体として市並みの行政サービスの実現を図る取り組みであると解する。この行政による取り組みとともに、住民側の自治機能の向上が図られ、住民と行政の協力関係が強化されたとき、市制の効果がより一層発揮されるものと思われる。

しかし、住民自治の核となる自治会においては、いずれの市町村においても地域のまとまりの維持・向上や後継者の育成が課題となっている。その解決にあたっては、きっかけとして行政による一定の仕掛けも求められ、補助金公募制度の積極的な活用もその一つの手段になると思われる。また、その際には、滝沢村には周辺を含め多くの大学等の研究機関があることから、これらの機関の専門性を活かすための連携も有効である。

くしくも、平成22年度報告の事業には自治会支援及び研究機関との連携といった前述したような事業も含まれており、関係課においては事業者と目的を共有しつつ、工夫を凝らした取り組みに繋げるよう期待する。